

転出

に関連するおもな手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。
受付窓口欄に ☐ マークのあるものは、枠内に記載されている支所・行政センター等でも受付しています。

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身でご確認ください	手続き	該当	必要なもの	受付窓口	受付・ 手続済
--	-----	----	-------	------	------------

住 所 籍

マイナンバーカードまたは 住民基本台帳カード のいずれかをお持ちの方	転出先でマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの住所変更が必要となります	転出先の市区町村	
---	--	----------	--

保 険

国民健康保険に加入している方	・ 資格確認書の返却 ・ 各種認定証の返却	☐	・ 資格確認書 ・ 限度額適用認定証 ・ 限度額適用・標準負担額減額認定証 など	防災庁舎2階 9番窓口 国民健康保険課	
→修学のために転出する方	・ 転出先で引き続き釧路市国民健康保険の資格を継続する手続き	☐	・ 在学証明書		
→住所 地特例 に該当する施設に転出する方		☐	・ 在所(在園)証明書	阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	
75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	・ 資格確認書の返却	☐	・ 資格確認書	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課	
→北海道内へ転出する方	・ 転出先での資格確認書等の交付説明 ※ 転出先で資格確認書が交付されし たら、旧資格確認書は処分してください	☐			
→北海道外へ転出する方	・ 負担区分等証明書の受取 ※ 転出先へ提出してください	☐		阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	
海外へ出国する方				防災庁舎2階 10番窓口 医療年金課	
→厚生年金に加入していない 20歳から64歳までの方	・ 国民年金被保険者資格喪失届 ・ 国民年金任意加入のご案内	☐	※ 受付窓口でご相談ください		
→年金生活者支援給付金または 20歳前からの障害による 障害基礎年金を受給している方	・ 支給停止(不支給)事由該当届	☐	・ 年金証書の写し	阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	

介 護

介護保険証をお持ちの方	・ 介護保険証の返却	☐	・ 介護保険証	防災庁舎3階 24番窓口 介護高齢課	
要介護認定を受けていた方	・ 介護保険受給資格証明書の受取 ※ 転出先へ提出してください	☐		行政センター保健福祉課	

障がい

重度心身障がい者の医療費受給資格を お持ちの方	・ 受給資格喪失または変更の届出	☐	(お持ちの方) ・ 重度心身障がい者医療費受給者証	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課 阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	
----------------------------	------------------	--------------------------	------------------------------	---	--

こども

小学生・中学生のお子さんがいる方	・ 転校手続き	☐	※ 学校から、「在学証明書」と 「教科用図書給与証明書」を受領し 転出先へ提出してください	これまで通っていた学校	
児童手当を受給している方 (0歳～18歳(高校生等)の年度末まで)	・ 資格消滅届または別居監護の申立 ※ 請求者が公務員で勤務先から支給される 場合、勤務先での手続きとなります ※ 手続先がご不明の場合、早急に勤務先 または右記窓口にお問合せください ※ 転出先での新規申請は、転出予定日 の翌日から数えて15日以内に手続き してください	☐	※ 子が転出し別居となるときは、 子のマイナンバーがわかるもの	防災庁舎2階 12番窓口 こども支援課 行政センター保健福祉課	
子ども医療費受給者証をお持ちの方 (0歳～18歳(高校生等)の年度末まで)	・ 受給資格喪失または変更の届出	☐	・ 子ども医療費受給者証	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課 阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	
妊娠中の方	釧路市の妊婦一般健康診査受診票等は使えなくなるので、転出先で手続きしてください			防災庁舎4階 健康推進課	
保育園・認定こども園・幼稚園などに 入園しているお子さんがいる方	・ 退所手続き	☐	・ 転出届の写し	防災庁舎3階 21番窓口 こども育成課	
ひとり親家庭等に該当している方					
→児童扶養手当の受給資格がある方	・ 住所変更	☐	※ 受付窓口でご相談ください	防災庁舎2階 12番窓口 こども支援課 行政センター保健福祉課	
→ひとり親家庭等受給者証を お持ちの方	・ 受給資格喪失または変更の届出	☐	・ ひとり親家庭等医療費受給者証	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課 阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	
特別児童扶養手当を受給している方	・ 住所変更	☐	※ 受付窓口でご相談ください	防災庁舎2階 12番窓口 こども支援課 行政センター保健福祉課	

税・ 料金

上下水道の使用をやめる方	・ 使用中止の届出	☐	電話またはインターネットで 手続きができます ※ インターネットの方はこちら→ 	上下水道料金お客様 サービスセンター 0154-43-2161 行政センター阿寒・音別上下水道課	
原動機付自転車・小型特殊自動車を 所有している方	・ 軽自動車税の申告(廃車)	☐	※ 受付窓口でご相談ください	本庁舎1階 1番窓口 市民税課 行政センター市民課	
釧路市に土地や家屋をお持ちの方	・ 納税管理人のご相談 ※ 海外に転出される方は必ずお申し出 ください	☐		本庁舎1階 3番窓口 資産税課 行政センター市民課	
税・保険料の納付に関する相談がある方	・ 口座振替の届出(新規・変更・解約) ・ 納付相談	☐	(口座振替の届出をされる方) ・ 預金通帳 ・ 通帳の届出印	本庁舎1階 4番窓口 納税課 口座振替の届出のみ 行政センター市民課	

その他	市営住宅を退去する方	・市営住宅の退去手続き	☐	※ 受付窓口でご相談ください	本庁舎5階 一般財団法人 釧路市住宅公社 0154-31-4563 行政センター阿寒・音別建設課	
	市営墓地の使用許可を受けている方	・本籍等変更届 ・代理人届	☐	・墓地使用許可証 ・住民票等新住所を確認できるもの ・代理人の住民票 ※ 受付窓口でご相談ください	・釧路地区 本庁舎1階 5番窓口 環境保全課 ・阿寒地区、音別地区 各行政センター市民課	
	粗大ごみの処分が必要な方	・個別収集の申し込み ※ お早めにお申し込みください	☐	電話で手続きができます ・釧路地域 環境事業課(0154-24-4146) ・阿寒地域 阿寒町行政センター市民課(0154-66-2211) ・音別地域 音別町行政センター市民課(01547-6-2231)		

Q こんなときはどうしたらいいの？ 転出届をしたけれど・・・

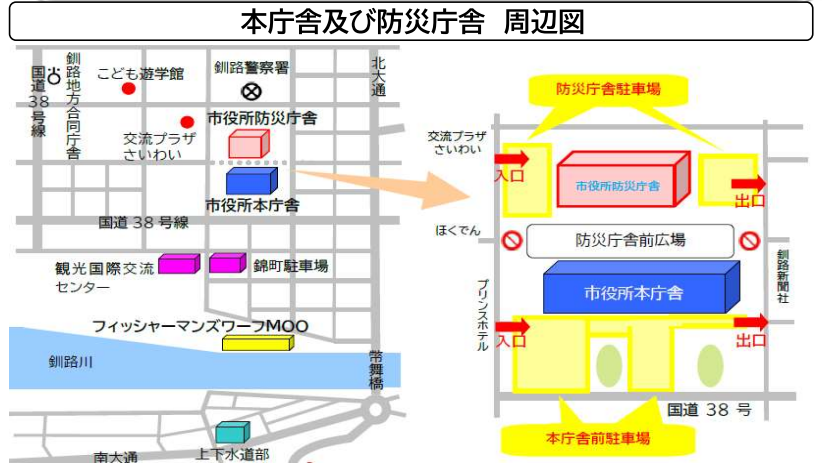
新しい住所に住み始めてから、14日以上経過してしまった。	→ 転出証明書は有効ですので、早急にお届けください。
転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。	→ 転出証明書は、そのままでも有効です。 実際に住み始めた市区町村にお届けください。
転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。	→ 取消の手続きが必要です。 住所・戸籍窓口で早急に取消の手続きをしてください。

★

釧路市役所

住 所:釧路市黒金町7丁目5番地

電話番号:0154-23-5151(代表)



● 下記に記載してある支所及び行政センターでも対応可能な手続きがあります。

- ・対応可能な手続きは、内側の表でご確認ください。
- ・阿寒湖温泉支所では、受付窓口欄に記載がなくても受付できる場合がありますので、窓口でご確認ください。

阿寒町行政センター 釧路市阿寒町中央1丁目4番1号	
音別町行政センター 釧路市音別町中園1丁目134番地	
阿寒湖温泉支所 釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目6番20号	
音別町行政センター(保健福祉課) 釧路市音別町中園2丁目119番地1	

開庁時間 あさ 8 時 50 分 ～ 夕方 5 時 20 分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

手続きチェックシート

転 出

(釧路市→他市町村)

忘れずにお持ちください

他の市町村へ引越しされる方へ

転出届

- ・転出することが決まってから実際に転出するまでの間に、あらかじめ届出が必要です。
(転出するまでに届出ができなかった場合は転出後14日以内)

《届出に必要なもの》

- ・国外に転出される方でお持ちの方は
マイナンバーの「通知カード」または「マイナンバーカード」

住み始めてから14日以内に、
「転出証明書(またはマイナンバーカード、住基カード)」を
持参して新しい住所地の市区町村役場で転入届をしてください。

本人確認書類

手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認の書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、資格証>



運転免許証 マイナンバーカード

そのほか
・パスポート ・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、資格証など

確認に
2点が
必要なもの

・健康保険証または資格確認書
・年金手帳 ・介護保険証
・顔写真付きの社員証 ・学生証 等

※ 年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが
引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の人が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等
により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の
マイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。



関連する手続きは内側にあります。

必要書類がそろわないときは、
後日改めてご来庁いただく場合があります。